

日進市立図書館ソーシャルメディア運用方針

図書館はソーシャルメディア公式アカウントを利用し情報を発信する際は、日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインを遵守します。

なお、この方針は、図書館が運用する YouTube、Instagram、Facebook、X に適用されるものとします。

1 運用の目的

図書館及び日進市の取組み、業務、サービス、行事について情報を発信し、図書館及び日進市への理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とします。

2 運用者

日進市立図書館

<アカウント名>

- ・YouTube:日進市立図書館
- ・Instagram:日進市立図書館
- ・Facebook:日進市立図書館
- ・X:日進市立図書館

3 発信する情報の範囲

- ・日進市立図書館に関する情報
- ・日進市に関する情報
- ・図書館の仕事に関する情報(キャリア教育的な内容)
- ・日進市立図書館ホームページに掲載した情報
- ・緊急時の図書館の対応に関する情報
- ・その他、運用者が適当と認める情報

4 返信およびお問合せの対応について

- ・当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、返信・コメントは原則行いません。
- ・アカウントから発信された内容についてご不明な点がございましたら、お電話またはメールにてお問合せください。

電話:0561-73-4123

メール:toshokan@city.nisshin.lg.jp

5 禁止事項

- (1)「日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインの禁止事項」に準拠
- (2)他の掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容
- (3)広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4)各 SNS が定める利用規約に反する内容
- (5)その他、運用者が不適切と判断した内容

6 日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインの禁止事項

ソーシャルメディアによる情報発信にかかる禁止事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 他の利用者又は第三者を 誹謗中傷すること。
- (2) 非礼・不遜な態度や発言と受けられる恐れのある情報を発信すること。
- (3) 他者になりすますなど 虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を発信すること。
- (4) 人種、国籍、性別、性的指向、障害、疾病、思想、信条、居住、職業等で差別、又は差別を助長すること。
- (5) 違法行為 又は違法行為 をあおる情報を発信すること。
- (6) 特定の政治的、宗教的主張を、肯定あるいは否定すること。
- (7) わいせつな内容を含む情報を発信すること又は わいせつなホームページへのリンクを貼ること。
- (8) 日進市の情報セキュリティを脅かす恐れのある情報を発信すること。
- (9) その他 公序良俗に反する情報を発信すること。

以下、「遵守事項」「免責事項」「知的所有権の扱い」「違反した場合の扱い」については、日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインに準拠して対応する。

7 日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインの遵守事項

利用者の行為が次に掲げる行為に該当する場合は、管理者は 投稿の削除その他の必要な措置をとるものとする。

- (1) 日進市、他の利用者又は 第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者に成 りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為(ウェブサイトの紹介等を含む。)
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害する行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報

報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為

(7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為

(8) 日進市、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為

(9) その他、運用管理者が不相当と判断した行為

8 日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインの免責事項

(1) 市は、掲載情報の正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切無いものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市及び市職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、市は一切責任を負わないものとする。

(2) 市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負わないとともに、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者もしくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

(3) 運用管理者は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、中止することがある。

それに伴い、利用者のコメントも削除される場合がある。

(4) システム運用状況に関する質問等については、一切関与しないものとする。また、ソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法、技術的な質問等については関与しないものとする。

(5) 市は、ソーシャルメディアのシステムに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

9 日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインの知的所有権の扱い

(1) 利用者は、掲載したすべての情報内容等の著作権を無償にて市に譲渡し、市による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者の人格権を行使しないものとする。

(2) 利用者は、ソーシャルメディアを通じて入手したいいかなる情報、内容等について個人的に又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

(3) 著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)で認められる範囲を超えて、掲載した情報、内容等を無断で利用してはならない。

10 日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインに違反した場合の扱い

市は、利用者がガイドラインに違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者が掲載した情報及び内容等の削除、その他の必要な措置をとることができるものとする。

YouTube、Instagram、Facebook、X からの情報発信について

1 発信の枠組み

(1) 図書館のWebサイトのバナーに「図書館SNS」を追加し SNS アカウントをリンクする

【バナー追加後の一覧】

- 本や資料を探す
- 図書館の利用案内
- 貸会議室等の利用
- 図書館内の紹介
- 図書館 SNS
- アクセス&問合せ

(2) 動画は YouTube に投稿し、Webサイトの関連ページにリンクする

(3) Facebook と Instagram は連携機能で同内容を投稿する

(4) YouTube、Instagram、Facebook の発信内容の見出しやURLをXで発信する

2 発信する情報の内容

(1) 図書館内外の様子

(2) 市及び図書館の活動、取組み、仕事

(3) 図書館のボランティア活動

(4) イベントの告知、当日の様子

(5) 図書館内展示の紹介(エントランス展示、季節のコーナー展示など)

(6) 図書館所蔵資料の紹介(展示コーナー、新着、人気、ジャンル別、閉架など)

(7) 耳寄り情報、図書館のこだわり

3 禁止事項

(1) 日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインの禁止事項

(2) 他の掲載内容に対して、著しくかけ離れている内容

(3) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容

(4) 各 SNS が定める利用規約に反する内容

(5) その他、運用者が不適切と判断した内容

4 決裁

要する	・組織的な判断が必要な内容 ・新たにはじめること ・図書館外のこと
不要	・事前に決裁を受けている内容をそのまま発信するもの (HP・広報でも発信している内容) ・所蔵資料の紹介 ・イベントチラシをそのまま発信するもの ・イベントや展示企画の様子を写真で発信するもの
※ 補足	・決裁不要の場合であっても、内容の正確さを期すため、また、写真の映り込みについては、複数名で事前確認する

5 PDCA サイクル

- (1) 投稿後の管理を行う(公開された投稿にも目を通し、反響をチェックする)
- (2) 投稿内容等に問題が確認された場合は、投稿を削除する
- (3) 投稿を削除した場合は、課題を整理し、再発防止に努める

6 基本的な確認事項

- (1) 発信内容は潜在的な利用者(全市民)を意識する
- (2) SNS の波及力や即時性を生かす
- (3) 自治体としての公平性を意識する

7 発信にあたっての心がけ

- (1) イベントや展示を行う場合は必ず発信する
- (2) 受け取り手の感覚になじむ投稿を意識する
- (3) 業務は時間をかけずに効率的に行う
- (4) 先行事例から習う
- (5) フォロワーを増やすように努める
- (6) 外部連携につなげる